

# 伊奈町・上尾市は **消防の広域化** を目指します



消防の広域化 ▶  
町ホームページ

## 消防の広域化とは？

近年、災害や事故が大規模化し、住民のニーズも多様化しています。さらに、近い将来予想される人口減少や超高齢社会の到来など、消防を取り巻く環境は大きく変化しています。これらに対応するためには、より一層消防力を強化し、住民の皆様の生命、身体および財産を守る責務をまっとうしていく必要があります。

そこで、より強力な消防体制を整備するために、伊奈町と上尾市は現在、さまざまな協議を重ね、令和5年4月1日からの消防の広域化（消防本部の統合）の実現を目指しています。

住民の皆様のご理解を深めていただくため、広域化が実現するまでの間、進捗状況などを随時お知らせしていきます。

## 消防の広域化でなにが変わるの？

### ● 現場への到着時間が短縮されます！

市・町の境をなくすことで、災害や救急の現場に一番近い部隊が出動することになり、これまでより早く現場へ到着できます。

### ● 出動体制がさらに充実します！

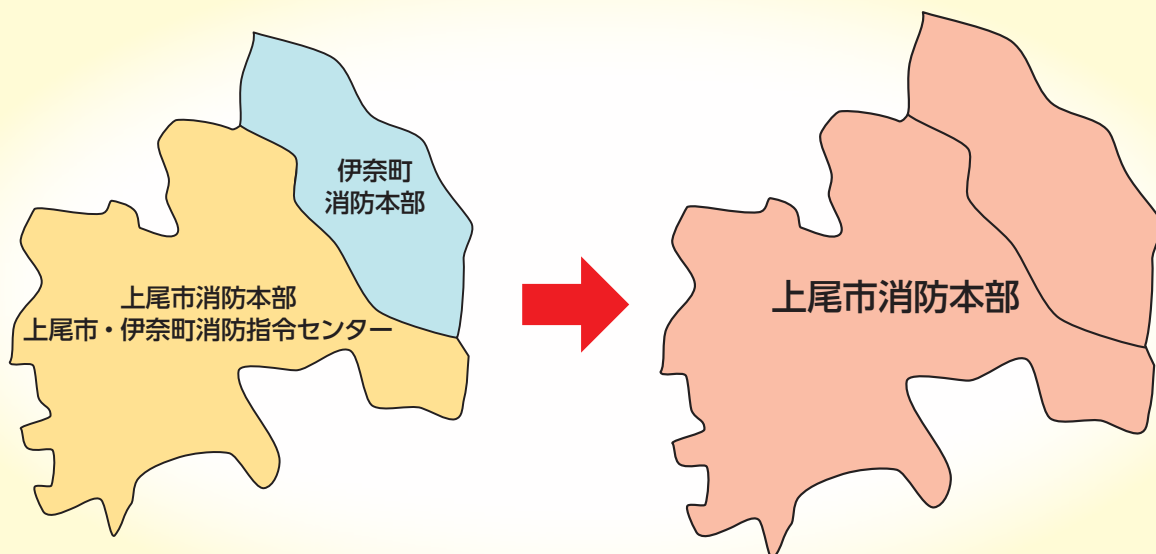
消防本部が一元化されることで、保有する消防車や救急車、人員が増加するため、現場への出動体制がさらに充実します。

### ● 組織運営の効率化が図れます！

伊奈町と上尾市が保有する人員や車両等を一つの消防本部に統合することで、重複する部分を削減することができます。なお、すでに指令センター部門は共同で運用しています。



©伊奈町



☎ 伊奈町消防本部消防総務課 ☎ 7 2 2 - 8 1 1 3

## 介護保険料額が 変わります

高齢化の進展に伴い、認定者数や介護サービスの利用者が増加していることから、65歳以上の方の令和3年度から令和5年度までの介護保険料額が引き上げとなります。65歳以上の方の保険料が、保険給付の23%を占める重要な財源となりますので、保険料の納付にご協力をお願いします。

### 保険料の基準額（第5段階）

平成30年度から令和2年度までの基準額は57,600円でしたが、令和3年度から令和5年度までは66,000円となります。なお、町の介護保険給付費支払基金を取崩すことで、保険料の上昇を抑えています。

介護保険制度では、介護サービスに要する費用の1割（一定以上所得がある方は2割、特に所得が高い方は3割）を利用者が負担し、残りの費用を保険給付しています。

### 納め方と通知時期

#### ①すでに年金からの天引きが始まっている方は…

4月と6月の年金は、2月と同額の保険料が天引きされます。

#### ②令和3年度介護保険料特別徴収（仮徴収）開始通知書が届いた方は…

お知らせした額で、4月または6月の年金から天引きが開始されます。

#### ③それ以外の方は…

7月に納付通知書を送付します。納期は、7月末～来年2月末までの各月（8回）となります。また、年度途中に65歳に到達した方や町外から転入して来た方には、7月以降に随時納付通知書を送付します。

※①と②の方にも、7月に介護保険料特別徴収開始通知書を送付しますので、再度保険料額の確認をお願いします。

## ☎ 福祉課 ☎ 2124

### 令和3年度の介護保険料額

所得段階	対象となる方	基準額に対する負担割合	保険料年額
第1段階	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者であり、世帯全員が市町村民税非課税の方 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.30	19,800円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.43	28,300円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	0.70	46,200円
第4段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税であり、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.90	59,400円
第5段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税であり、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	1.00	66,000円
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が80万円未満の方	1.10	72,600円
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が80万円以上120万円未満の方	1.20	79,200円
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上150万円未満の方	1.25	82,500円
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が150万円以上210万円未満の方	1.30	85,800円
第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上260万円未満の方	1.40	92,400円
第11段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が260万円以上320万円未満の方	1.50	99,000円
第12段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上370万円未満の方	1.55	102,300円
第13段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が370万円以上420万円未満の方	1.60	105,600円
第14段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上500万円未満の方	1.70	112,200円
第15段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の方	1.80	118,800円

## 🌸 私募債による寄附 🌸

ぐんぎんSDGs 私募債※を活用し、小針北小学校へ(株)群馬銀行および(株)ケアメディカルから移動キャスター付きテレビ台のご寄附をいただきました。

児童のより良い学習環境を確保するため、大切に使用させていただきます。

※寄附・寄贈を通じてSDGsの達成に貢献したいニーズのある企業に私募債を発行し、(株)群馬銀行が受領する私募債発行手数料の一部をSDGsの取組を行っている団体等へ寄附・寄贈を行う事業です。

## 🌸 ありがとうございます 🌸

🌸 さいしん信栄会から5万円を社会福祉に役立ててほしいとご寄附がありました。社会福祉協議会で有効に活用させていただきます。 🌸